

# 卵子の凍結保存期間延長願い

Koba レディースクリニック 院長 加藤徹 殿

私は Koba レディースクリニック採卵を施行し、卵子を凍結保存しておりますが、この度以下の事項を  
了解した上で、当初契約の凍結保存期間（20 年 月 日まで）を過ぎて更に一年間凍結保存  
することを希望いたします。  
※メールに記載されていた保存期限をご記入ください

1. 不測の原因により卵子を完全に保管できぬ場合があること。
2. 凍結融解において卵子への損傷や受精障害が起きる可能性があり、必ずしも期待通りの結果が得られない可能性があること。
3. 生殖年齢を超えた場合や本人が死亡した場合は、凍結卵子を破棄する。
4. 卵子の凍結保存が種々の理由により不必要になったときには、速やかに連絡すること。
5. 卵子の凍結保存期間の契約は一年とし、さらに延長する場合にはその一年間の保管料を、期限を過ぎた翌1か月間のうちに支払うこととする。
6. 保存期限から1か月を経過しても、契約更新の意思表示のない場合は、凍結保存期間延長の意思がないと判断し法に準じて処理される。
7. 凍結卵子を融解して生殖補助医療に使用する際には、パートナーを含めた新たな同意書の作成が必要となり、同意が得られない場合は生殖補助医療を行うことはできない。

20 年 月 日

住所 〒

氏名(本人)

印

ID:

Koba レディースクリニック 記入欄

保管料受領日 : 年 月 日  
自費( 窓口 ・ 振込 ) ・ 保険  
OPU

きりとり

郵送する場合、右記の宛先を切り取り、  
封筒に貼ってご利用ください

〒670-0935  
兵庫県姫路市北条町2丁目18  
宮本ビル1F  
Koba レディースクリニック 宛